サウジアラビア『所得税法』および『所得税法施行規則』 日本企業の対サウジビジネスに関連する主な条文

調査時点 2010 年 2 月 10 日

At +T		
条項	内容の要約	日本企業への影響、留意点
第2章		
納税義務者		
法第 2 条 A、第 3	(法第 2 条 A)	非サウジ国籍の出資者が持
条 B	納税義務者には、非サウジ	分を有している居住者であ
(居住者である資	国籍の出資者が持分を有し	る資本会社は課税対象者と
本会社)	ている居住者である資本会	なるが「居住者」と「資本
	社が含まれる。	会社」は法第1条において
		定義されている。なお「資
	(法第3条B) 会社が、サウ	本会社」には、株式会社、
	ジの会社法に基づき設立さ	有限責任会社または株式合
	れたものか、経営の中心的	資会社が含まれる。また、
	拠点がサウジにあるもので	各種投資ファンドは所得税
	ある場合、当該会社は課税	法でいう資本会社とみなさ
	年度中にサウジに居住して	れる。
	いたものとする。	
法第 2 条 B、第 3	(法第 2 条 B)	サウジにおいて事業を行っ
条 A	納税義務者にはサウジにお	ている居住者である非サウ
施行規則第3条	いて事業を行っている居住	ジ国籍の自然人は、課税対
(サウジにおいて	者である非サウジ国籍の自	象者となるが「居住者」と
事業を行っている	然人を含む。	「サウジ国籍」は法第1条
居住者である非サ		において定義されている。
ウジ国籍の自然	(法第3条A)	なお、ある者の居住場所の
人)	自然人が、サウジに恒久的	決定に当たり、その国籍は
	な住居を所有し課税年度中	考慮されない。
	に合計で 30 日以上サウジに	
	居住するか、課税年度中に	
	183 日以上サウジに居住する	
	場合、同人は課税年度中に	
	サウジに居住していたもの	
	とする。	
		I.

(施行規則第3条)

「恒久的な住居」とは、課税年度において納税義務者が所有しているか、または長期(1年以上)にわたり賃借している住居を意味する。また、第三者が1年以上の期間にわたり自然人に提供した住居を意味する場合もある。

法第 2 条 C、第 4 条

(恒久的施設を通 じサウジにて事業 を行う非居住者)

(法第 4 条 A)

「非居住者のサウジにおける恒久的施設」とは、本条に別段の定めがある場合を除き、非居住者が自らまたは代理人を通じて事業活動の全部または一部を実施する恒久的な場所から構成される。

(法第2条C)

納税義務者には恒久的施設 を通じサウジにおいて事業 を行っている非居住者を含 む。

(法第 4 条 B)

次に掲げるものは、恒久的 施設とみなされる。

- a 建設現場、組立施設お よびそれらにかかわる 指揮監督業務の実施。
- b 天然資源の探査活動に おいて使用される設備 とその探査地、掘削装 置、探査用船舶および

法文上「恒久的施設」と は、恒久的な場所を指すも のと読める。従って、恒久 的な場所を有しないで代理 人のみを通じて事業活動を 実施する場合には「恒久的 施設を通じサウジにて事業 を行う非居住者」に該当し ないと思われる。もっと も、このような規定の解釈 については見解が分かれて おり、課税当局により、恒 久的施設を通じサウジにお いて事業を行っている非居 住者に該当すると評価され る可能性もあることから、 個別に税務アドバイザーに 相談することが必須であ る。

それらに関する指揮監 督業務の実施。

- 非居住者である自然人 が事業を実施するため の一時的でない事業拠 点。
- サウジにおいて事業の d 実施が許可されている 非居住者である会社の 支店。

(法第 4 条 C)

非居住者に帰属する物品ま たは製品を保管、展示また は供給する目的のみに使用 される場合等、恒久的施設 に該当しない場合が規定さ れている。

(法第4条D)

居住者であるパートナー シップ(サウジにて組成さ れたパートナーシップ) に かかわる非居住者である出 資者は、当該居住者である パートナーシップへの持分 を有していることにより、 サウジに恒久的施設を有し ているものとみなされる。

法第 2 条 D、第 5 条

施行規則第5条 (サウジを源泉と する課税所得を有 する非居住者)

(法第 5 条 A)

所得が次に掲げるいずれか に該当する場合、当該所得 はサウジの源泉から生じた ものとする。

サウジを源泉とする課税所 得を有する非居住者は課税 対象者となるが、どのよう な場合に所得がサウジを源 泉として生じたかは、法第 5条Aと施行規則第5条に サウジで実施された事 おいて規定されているの 業活動から生じた所一で、留意が必要である。

得。

- b サウジにある不動産から生じた所得。その不動産にかかわる持分の処分益や、直接を問わず、その資産の大き間接であるかがサウジに所在するのがサウジに所在する会社である会社である。その株式またはよりに対してはないに含まれる。
- 居住者である会社の持 分または共同経営権の 処分から生じた所得。
- d サウジにおいて使用さ れている動産の貸付け から生じた所得。
- e サウジの工業資産また は知的財産の売却もし くはそれらのライセン スから生じた所得。
- f 居住者である会社により支払われる配当金またはマネージャーもしくは取締役の報酬。
- g 居住者である会社がそ の本店または関連会社 に対して支払う役務提 供の対価。
- h サウジにおいてその全 部または一部が提供さ れた役務に対して居住 者が支払う対価。
- i サウジの天然資源開発 の対価。

	j サウジにある非居住者	
	の恒久的施設に帰属す	
	る所得。非居住者が恒	
	久的施設を通じて売却	
	する物品と同一もしく	
	は類似の物品をサウジ	
	で販売したことによる	
	収入、または非居住者	
	が恒久的施設を通じて	
	実施する事業活動と同	
	一もしくは類似の役務	
	の提供もしくは事業を	
	サウジで実施したこと	
	による収入はこれに含	
	まれる。	
	(法第2条D)	
	納税義務者にはサウジを源	
	泉とする課税所得を有する	
	非居住者を含む。	
	(施行規則第5条)	
	サウジにおいて実施された	
	事業活動により生じたもの	
	とみなされ、従って、サウ	
	ジを源泉とする所得とされ	
	る所得が具体的に規定され	
	ている。	
法第2条E•F	(法第2条E・F)	天然ガスの投資分野ならび
(天然ガスの投資	課税の対象者には、天然ガ	に石油および炭化水素資源
分野に従事してい	スの投資分野に従事してい	の生産事業に従事している
る者) (石油と炭	る者、ならびに石油および	者は、居住者であるか否か
化水素資源の生産	炭化水素物質の生産事業に	を問わず、課税対象者とさ
事業に従事してい	従事している者を含む。	れている。
る者)		
第3章		
課税標準と税率		

法第6条 (課税標準)

(法第6条A・B・C)

居住者である非サウジ国籍の自然人の課税標準は、サウジを源泉とするすべての事業活動から生じる同人の課税対象所得から、法に基づき認められる費用を控除した後の所得とする。

恒久的施設を通じサウジに おいて事業活動を行う非居 住者の課税標準は、当該施 設の事業活動から生じた 設の事業活動から生にに関 税対象所得またはそれに関 連する課税対象所得から費 連する課税対象所得である。 を控除した後の所得である。 外国投資家の課税所得は、 その所有持分比率に基づ く。

従って、例えば、外国投資 家が合弁会社の 49%の持 分を有する場合には、当該 会社の全収益の 49%が当 該外国投資家の課税所得と なる。

サウジ人によって 51%所 有されている部分について は、所得税を免除される。

法第7条 (税率)

(法第7条A・B・C)

居住者である資本会社、事業活動を行っている非サウジ国籍の居住者である自然人および恒久的施設を通じ、サウジにて、事業活動を行っている非居住者に対する各々の課税標準に対する税率は20%である。

原則として 20%の均一の 税率が課されるが、例外が あるので留意が必要であ る。

	I	T
第 4 章 課税所得 法第 8 条 施行規則第 2 条	天然ガス投資事業活動のみに従事している納税義務者の課税標準に対する税率は30%、石油と炭化水素資源の生産に従事している納税義務者の課税標準に対する税率は85%である。 (法第8条) 課税対象所得とは、種類と	各種銀行口座(当座、定期 または貯蓄口座)の開設と
(課税所得)	形式を問わず事業活動の実	
	施により生じるすべての収	
	入、報酬および利益を含む	, , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	総所得のことをいう。キャ	は、課税対象事業活動に含まれない。なお、課税対象
	ピタルゲインまたはいかな る臨時収入も課税対象所得	まれない。なお、課税対象 所得から除かれる非課税所
	る臨時収入も株代対象所得 に含むが、非課税所得は除	得は、法第 10 条と施行規
	くものとする。	削第 7 条に規定されてい
	, 0 - 2 / 90	る。
	(施行規則第2条)	
	課税所得が生じることとな	
	る課税対象事業活動が具体	
	的に規定されている。	
法第9条	(法第9条A)	減価償却については、法第
施行規則第8条	資産の処分による利益また	17 条以下で規定されてい
【資産の処分損	は損失は、資産売却額と資	る。
益)	産原価の差額とする。 	
	 (施行規則第8条)	
	法に基づき減価償却が可能	
	な資産の処分損益は考慮さ	
	れず、当該資産処分の結果	
	は法に規定する減価償却法	
	により処理される。	

法第 10 条	(法第 10 条)	課税所得については、法第
施行規則第7条	施行規則に基づき、サウジ	8条で規定されている。
(非課税所得)	の株式市場において取引さ	
	れた有価証券のキャピタル	
	ゲイン、または事業活動用	
	資産以外の資産の処分によ	
	り生じた利益については、	
	所得税の課税標準に算入さ	
	れない。	
	(施行規則第7条)	
	サウジの株式市場において	
	取引される有価証券の処分	
	により実現したキャピタル	
	 ゲインが非課税所得とされ	
	る場合が具体的に規定され	
	ている。	
第5章		
所得を得る目的の		
ために要した費用		
法第 12 条	(法第 12 条)	課税対象所得から控除する
施行規則第9条	課税対象所得を得る目的の	ことができない費用につい
(所得を得る目的	ために納税義務者が負担し	ては、法第 13 条と施行規
のために要した費	たすべての経常的な必要費	 則第 10 条に規定されてい
用)	用は、資本的資産と第 13 条	る。
	に規定されるその他の控除	
	 不可経費を除き、課税所得	
	計算に当たって控除可能で	
	ある。	
	 (施行規則第9条)	
	事業のために必要かつ一般	
	的なすべての費用は、控除	
	が認められることとされて	
	おり、具体的な要件が規定	
	されている。	

法第13条 施行規則第10条 (控除不可費用)

(法第 13 条)

以下の費用の控除は認められない。

- a 課税対象所得を得る目 的とは関連性のない費 用。
- b 株主、出資者またはそれらの親族に支払われた金額または提供された利益であって、給与、賃金、手当もしくはこれに類するもの、または独立当事者間での資産や役務提供にかかわる取引に該当しないもの。
- c 交際費
- d 自然人が私的な目的で 支出した費用。
- e サウジまたは他国にて 支払われた所得税。
- f サウジの関係機関に支 払われた、または支払 義務のある罰金と過 料。ただし、契約上の 義務の不履行により支 払う金額を除く。
- g サウジの法律に基づ き、違反行為とみなさ れる賄賂またはそれに 類する金銭。なお、そ れらの金銭が海外で支 払われたとしても、控 除は認められない。

課税対象所得から控除することができない費用が規定されているため、留意が必要である。たとえば、交際費や、株主、出資者またはそれらの親族に支払われた一定の金銭等については、控除が認められない。

(施行規則第10条)

控除不可費用には、現金ま たは現物によるかを問わ ず、オーナー、出資者、持 分権者、またはこれらの親 族(両親、配偶者、子供、 兄弟姉妹など) に対して支 払われた給与、賃金および これらに類するとみなされ るものが含まれる。本規定 は、株式会社の株主には適 用されない。

施行規則第 9 条第

(不良債権)

法第 14 条

3項

(法第 14 条 B)

納税義務者は、施行規則の 規定に基づき、不良債権の 回収の見込がないことを証 明する十分な証拠により、 その帳簿から当該不良債権 を除却した場合、当該不良 債権額を課税対象所得から 控除することができる。

(施行規則第9条第3項) 所得が実現された適切な年 度において既に申告されて いる不良債権であること等 の一定の条件を満たす不良 債権は、課税対象所得の決 定における控除可能費用と なる。

不良債権を課税対象所得か ら控除可能な費用とするた めには、法第 14 条 B と施 行規則第9条第3項に規定 されている要件を満たす必 要があるが、それらの要件 のうち、回収不能であるこ との証拠については、督促 状やこれらの負債を回収す るための取組みにかかわる メモで十分である。

法第 15 条 施行規則第 9 条第 5項

(準備金と引当 金)

(法第 15 条)

銀行による不良債権引当金 以外の、準備金または引当 金の積立てにかかわる費用 控除は認められない。

準備金または引当金の積立 てについては、原則として 費用控除は認められない。

(施行規則第9条第5項) 年度中に計上された次に掲 げる引当金と準備金は、課 税対象所得の決定における 控除可能費用となる。

- 銀行による不良債権引 当金。銀行は、不良債 権額と回収した不良債 権額(このようなれた 種額(このようなれた 可収がなされた 可度されなければな らない)が記載された サウジアラビア通貨庁 (Saudi Arabian Monetary Agency; SAMA)の証明書を提出 しなければならない。
- 保険会社または再保険 会社が業界基準に基づ き控除することのでき る未経過保険料準備金 と支払準備金。ただ し、翌課税年度におい て当該準備金を課税標 準として計上すること を条件とする。

法第 16 条 施行規則第 9 条 (研究開発費用)

(法第16条)

課税対象所得を得ることを 目的とした研究開発費用は 控除することができる。た だし、研究目的のために使 用される土地または機器類 の購入費用の控除は認めら れない。機器類は、法第 17 条に基づき減価償却され

研究開発費用は原則として 控除可能であるが、土地お よび施設ならびに機器類の 購入費用の控除は認められ ない。

	Г	
	る。	
	(施行規則第9条第9項) 「研究開発費用」とは、技 術、科学、エンジニアシーシーシーシーシーシーシーシーシーシーシーシーシーシーシーシーシーシーシー	
法第 17 条 施行規則第 8 条、 第 9 条第 4 項 (減価償却)	(法第17条B) 減価償却可能な資産のグループ別分類と、グループ ごとの減価償却率が定められている。	土地を除き、減価償却可能 な資産についての減価償却 費用は、法第 17 条と施行 規則第 9 条第 4 項に従い、 課税対象所得から控除する
	(施行規則第8条) 減価償却可能な資産の売却 損益は、減価償却に関する 規定に基づき課税対象とな る。 (施行規則第9条第4項) 法第17条に定める減価償却 額が課税対象所得の決定に	ことができる。
	おける控除可能費用となる ための要件が規定されてい る。	
法第 18 条	(法第 18 条 A)	減価償却資産についての修
(資産の修理と改善業典)	納税義務者が各グループの	理費用と改善費用について は、控除が可能である。
善費)	減価償却資産に修理と改善 を加えた場合、それにかか	似、控 休かり肥じめる。
	わる費用を控除することが	

法	第:	20 🗐	条			
施	行規	見貝	第	9	条	第
8 I	頁					
(公自	的年	三金	:基	金	^
0)	加力	人)				

できる。

(法第 20 条 A・B) サウジの法律に基づき設立 された公的年金基金に拠出 した雇用者の負担金は、控 除することができる。

被雇用者 1 人当たりの控除額は、雇用者の負担金を算入する前の、各被雇用者の所得の 25%に相当する額を超えてはならない。

雇用主による公的年金基金への拠出金は、一定額につき課税対象所得から控除可能であるが、法第20条と施行規則第9条第8項に従わなければならない。

法第21条 施行規則第11条 (損失の繰越し)

(法第21条)

純営業損失は、その損失が 発生した年の翌年以降の課 税年度に繰り越すことがで きる。繰越損失は、その後 の課税年度の課税標準から 控除され、累積損失全額が 相殺されるまで継続して控 除される。 原則として営業損失を翌課 税年度以降に繰り越すこと ができるが、施行規則第 11条第2項に規定されて いる営業損失は、繰り越す ことができない。 (施行規則第11条)

各課税年度において、累積 損失の相殺に使用できる利 益の最高限度額は納税義務 者の申告書において申告さ れた年間利益の 25%以下と する。

ヒジュラ暦 1421 年 1 月 5 日 (西暦 2000 年 4 月 10 日) 付閣議決定第 3 号の施行前 に発生した営業損失、免難 期間中に発生した営業損失、 対象と課税対象外の 高力を営む場合の 事業活動により発生した 事業活動により ができない。

サウジにおいて認可を受けている公認会計士によって 監査された合法的な財務書類に基づき損失が確定されない限り、その損失を繰り越すことはできない。

損失の繰越しに関する規定 を満たす損失であっても、 所有権または支配権に 50% 以上の変更があった資本会 社において生じた損失は変 更のあった年度以降の課税 年度に繰り越すことができ ない。

第 c 辛		
第6章		
税務会計規則	() that oo A D	ルカバの同ウはおと皮し用
法第 22 条	(法第 22 条 B)	サウジの国家財政年度と異
施行規則第 18 条	納税義務者は、本条 A の規	なる 12 カ月間を課税年度
(課税年度)	定(国家財政年度)と異な	とすることが可能である
	る 12 カ月間を、施行規則の	が、その場合、法第 22 条
	規定に基づき課税年度とし	と施行規則第 18 条に従っ
	て採用することができる。	て課税年度を定める必要が
		ある。
	(施行規則第 18 条)	例えば、日本企業のサウジ
	次に掲げる事項に該当する	における子会社において、
	場合、納税義務者は国家財	当該日本企業における課税
	政年度とは異なる課税年度	年度と同一の期間を課税年
	を採用することができる。	度とすること等が想定され
		る。
	a 納税義務者が法の施行	
	前に税務当局により承	
	認された異なる課税年	
	度を採用している場	
	合。	
	b 納税義務者が西暦の課	
	税年度を採用している	
	場合。	
	c 納税義務者が、国家会	
	計年度と異なる課税年	
	度を採用している企業	
	グループのメンバーで	
	あるか、または外国会	
	社の子会社である場	
	合。	
	□ o	
	 ただし、異なる課税年度を	
	採用する場合には、一定の	
	条件を満たしていなければ	
	条件を何だしていなりればならない。	
 法第 26 条	(法第 26 条)	 発生主義を採用している納
施行規則第20条	発生主義を採用している納	税義務者は、長期契約に関

(長期契約)	税義務者の長期契約(本条において定義されている)にかかわる所得と費用は、 課税年度中に完了した業務の比率に基づき算定される。	連する所得と費用を、法第 26 条と施行規則第 20 条に 従って計上しなければなら ない。
	(施行規則第20条) 発生主義を採用している納税義務者は、長期契約に関連する所得と控除費用(契約者の所得、契約の相手方当事者または主契約者の控除費用であるかを問わない)を、課税年度中に完了した契約の比率に基づき計上しなければならない。	
第7章 課税標準決定の附 則		
法第34条 施行規則第16条 (みなし課税)	(法第34条A) サウジにて営業を行っている外国の航空会社、海運または陸運会社の支店が法に基づき課税標準の確定額を届け出なかった場合、	サウジ国内と国外の両者に かかわる事業活動を行う場 合は、みなし課税に留意が 必要である。 例えば、サウジでの付帯業 務を伴う海外からの配送契 約で、その付帯業務にかか
	a サウジにて営業を行う 外国航空会社の支店に 対する課税標準は、航 空運賃、運送料、郵便 料、その他サウジにて 獲得された総所得の 5%の額とみなす。当 該支店は法に規定され る法定期限内に、サウ ジにおける総所得を申	わる価値が契約において別 途規定されていない場合、 各付帯業務による所得は、 総契約金額の 10%とみな される可能性がある。

	告しなければならな	
	٧١ _°	
	b 外国陸・海運会社の支	
	店に対する課税標準	
	は、運送料、その他サ	
	ウジにて獲得された総	
	所得の 5%の額とみな	
	す。当該支店は法に規	
	定される法定期限内	
	に、サウジにおける所	
	得を申告しなければな	
	らない。	
	.J.& V 0	
	 (施行規則第 16 条)	
	法第 34 条 A に定めるみなし	
	課税の規定に加えて、税務	
	当局は、国際費用に関連す	
	る一部の事業活動に対する	
	課税において、国際費用と	
	国内費用が相関関係にあ	
	り、そのため、国内費用を	
	明確に区分し、国内の事業	
	活動に関する別個の財務書	
	類を提出することが困難で	
	ある場合、本条の規定に従	
	い、みなし課税を適用する	
	ことができる。	
第9章		
資本会社に対する		
税務規則		
法第 43 条	(法第 43 条)	資本会社に対する税務規則
(総則)	株式合資パートナーシップ	として、本条において総則
	(a partnership limited	が規定されている。
	by shares) の無限責任出資	
	者の持分には、所得税が課	
	せられる。課税後は、無限	
	責任出資者の持分は、パー	

トナーシップの課税標準の 決定に際して控除される。 パートナーシップに関する 法の規定は株式合資パート ナーシップの無限責任出資 者の持分に適用される。 50%またはそれ以上に達す る変更が資本会社の所有権 または支配権について生じ た場合、変更後の課税年度 において、非サウジ国籍の 者の持分に関して、法第21 条に基づき変更前の損失を 控除することはできない。 第10章 天然ガス投資税 天然ガス税の詳細について 法第 44 条~第 55 (法第 44 条) 天然ガス投資税は、サウジ は、法第 45 条以下に規定 施行規則第 21 条 国内、その特別経済地区ま されている。 ~第54条 たは大陸棚において、天然 ガス、液化天然ガスおよび ガスコンデンセートの投資 事業に従事しているすべて の者に課せられる。 (施行規則第21条) サウジ国内、その特別経済 地区または大陸棚におい て、天然ガス、液化天然ガ スおよびガスコンデンセー トの投資事業に従事してい るすべての者は、自然人も しくは法人であるか、また はサウジ国籍もしくは非サ ウジ国籍であるかを問わ ず、天然ガス投資税が課せ

	られるものとする。	
第11章		
総則		
法第 57 条	(法第 57 条)	納税義務者登録を怠った場
施行規則第 55 条	法に基づく課税対象のすべ	合は、罰金の対象となる。
(納税義務者登	ての者は、最初の課税年度	
録)	の終了前に税務当局に登録	
	を行わなければならない。	
	(施行規則第 55 条)	
	最終的な源泉徴収税の支払	
	 義務を負う納税義務者を除	
	 き、次に掲げる者は、課税	
	の目的のために税務当局に	
	 登録を行うことを要する。	
	a 法に基づくすべての支	
	 払義務者は最初の課税	
	年度の終了前に税務当	
	局に登録を行わなけれ	
	ばならない。	
	b 法第 68 条に基づき源	
	泉徴収を行うことを求	
	められる個人または事	
	業体(パートナーシッ	
	プを含む)は第1回目	
	の納付前に税務当局に	
	登録を行わなければな	
	らない。	
	 法定期間内に登録が実施さ	
	れなかった場合の罰金は、	
	個人の場合 1,000 サウジ・	
	リヤル (以下「SR」とい	
	う) 、株式資本会社の場合 1	
	万 SR、その他の事業体の場	
	合 5,000SR である。	

法第 58 条 施行規則第 56 条 (帳簿記録)

(法第58条)

サウジに恒久的施設を有しない非居住者を除く納税義務者は、要納付税額を正確に決定するために必要なアラビア語による商業帳簿と会計記録を保管していなければならない。

納税義務者が正当な理由な しに、費用にかかわる書類 またはその計上の正当性を 立証する証拠書類につき 出不能である場合、税務当 局はすべての費用の計上を 拒否する権限を有するもの とする。

(施行規則第56条)

サウジ国内に恒久的施設を 有しない非居住者と施行規 則第 16 条に規定する者を除 き、納税義務者は、商業帳 簿記録(少なくとも、一般 仕訳帳、原簿、在庫目録お よび要納付税額を正確に決 定するために必要なその他 会計記録)を、アラビア語 で、サウジ国内に保管しな ければならない。また、納 税義務者は、証拠書類、説 明的データおよび注釈も保 管することを求められる。 納税義務者は、当該要求を 順守するために専門機関を 採用することができるが、 当該納税義務者は直接の責 サウジに恒久的施設を有しない非居住者を除く納税義務者は、アラビア語により商業帳簿と会計記録を作成する必要がある。

	任を負い、商業帳簿に関す	
	る規制を順守しなければな	
	らない。	
第 12 章		
納税申告書の提		
出、税務査定なら		
びに不服申立てお		
よび上訴手続		
法第60条	(法第 60 条)	居住者である資本会社、サ
施行規則第 57 条	納税申告書の提出を要請さ	ウジに恒久的施設を有する
(納税申告書)	れているすべての納税義務	非居住者と事業活動を行っ
	者は、所定の様式による申	ている居住者である非サウ
	告書を提出し、その識別番	ジ国籍の自然人は、法第
	号を登録し、それに基づく	
	, , - , - , - , - , - , - , - , - ,	60 条と施行規則第 57 条に
	要納付税額を税務当局に納	従って申告書を提出する義
	付しなければならない。	務を負う。
	納税申告書の提出期限は、	
	申告を行う課税年度の終了	
	後 120 日以内とする。	
	以下に掲げる納税義務者は	
	納税申告書を提出しなけれ	
	ばならない。	
	a 居住者である資本会	
	社。	
	b サウジに恒久的施設を	
	有する非居住者。	
	c 事業活動を行っている	
	居住者である非サウジ	
	国籍の自然人。	
	事業活動を終了した納税義	
	務者は、その旨を税務当局	
	に通知し、その終了日に終	
	わる短期課税年度の納税申	

告書を終了日から 60 日以内 に提出しなければならな い。

課税対象所得額が 100 万 SR を超える納税義務者は、サウジにて事業認可を受けている公認会計士によって納税申告書の正確性を証明してもらわなければならない。

パートナーシップは、課税 年度の終了 60 日後またはそ れ以前に、法第 36 条に規定 する情報の申告を提出しな ければならない。

(施行規則第57条)

事業活動が停止された場合、納税申告書の提出と納税はその停止日から 60 日以内に行われなければならな

い。

パートナーシップは、その 関税年度の終了後 60 日以 6

会社の清算、相続、または 破産に関する責任者となっ た者は、清算手続の開始を 書面にて税務当局に通知 し、清算手続を通じて、法 定期間内に納税申告書を提 出しなければならない。当 該責任者はまた、最終財務 諸表(清算の最終会計書 類)の写しを税務当局に提 供し、清算手続の完了した 日から 60 日以内に、支払義 務のある税額を税務当局に 納付しなければならない。 支払能力が証明されるにも かかわらず、これらの支払 が履行されなかった場合、 当該責任者は納税義務者と ともにその税金の納付につ いて連帯して責任を負う。

法第 61 条 施行規則第 58 条 (法第 61 条) すべての者と政府機関は税

法第 61 条と施行規則第 58 条に基づく情報提供義務

(情報に関する税 務当局の権限)

務当局に対し、法に規定する税金にかかわる課税目的のため、同局が要求する税金に関する情報を提供しなければならない。

は、納税義務者であるか否 かを問わず、すべての者に 適用される。

要納付税額の正当性を確認 するため、税務当局は納税 義務者の帳簿記録を勤務時 間中に現場にて検査する権 限を有する。

すべての者と政府機関は、 民間部門と取り交わした契 約に関する情報を、その契 約の締結日から 3 カ月以内 に税務当局に提供しなけれ ばならない。当該情報に は、契約当事者の全員の氏 名と住所、契約の題目、金 額、財務条件、開始日およ び終了日を含むものとす る。本項に基づき要請され た情報を提供しなかった者 または契約に規定する事業 停止日を通知しなかった者 は、契約に基づき生じる納 税義務を連帯して負うもの とする。

(施行規則第58条)

自然人と事業体(公的機関と政府機関を含む)は、法第61条の規定に基づき、民間部門の者と締結した、建設、サービスおよび供給の契約に関する基本情報なら

税務当局に対して、要求された契約情報を通知人の自然を負っている自然を自然を負ったののもりのを事業体がつったのもりである。というでは、一貫を負うものとする。

法第 63 条

(租税回避防止手 段)

(法第 63 条 A)

税額を決定するため、税務 当局は次に掲げる権限を有 する。

- a 税効果のない、いかな る取引も取り上げな い。
- b 本質と実態を反映して いない取引を修正し、 実態に即したものにす る。

租税回避を防止するための 措置を講じる権限が税務当 局に与えられている。

法第65条

(税額査定の法定 期間)

(法第65条)

税務当局は、理由を明示し た通知により、課税年度の 納税申告書の提出期限終了 後 5 年間にわたり、税額査 定を実施または修正する権 限を有する。また、納税義 務者の書面による同意があ れば、いかなる時において も、同査定を実施すること ができる。

納税義務者が納税申告書の 提出を怠った場合、または 申告書が租税回避を目的と した不十分なもの、もしく は不正確なものであると判 明した場合、税務当局は課 税年度の申告書の提出期限 終了後 10 年間にわたり、税 額の査定またはその修正を 行うことができる。

納税義務者は、過払納税に ついて、その支払を行った 課税年度から 5 年以内に、 当該過納額の環付を請求す ることができる。

過払納税額の還付請求を行 う場合は、課税年度から5 年以内に行わなければなら ない。

法第 66 条 施 行 規 則 第 60 条、第61条 訴)

(法第 66 条 A)

納税義務者は、税務当局の 査定税額に対する不服を、 (不服申立てと上 | 査定通知書の受領日から 60 日以内に申し立てることが できる。納税義務者が上述 の 60 日以内に査定税額に同 意するか、または不服を申 し立てなかった場合、その

税務当局の査定税額に対す る不服申立ての手続につい ては、法第 66 条ならびに 施行規則第60条および第 61 条において規定されて いる。

査定税額は最終的な要納付 税額とみなされる。 (施行規則第60条) 納税義務者は、再査定に対 する不服を、当該再査定の 通知書の受領日から 60 日以 内に、その理由を記載して 書面により申し立てること ができる。 (施行規則第61条) 納税義務者は、上訴するた めに、予備委員会の決定に 基づく要納付税額を支払う か、または、銀行保証(1年 間有効、かつ、自動的に更 新可能であり、また、税務 当局の独占的な裁量によ り、最終決定が下された後 における支払について定め ており、かつ、サウジアラ ビア通貨庁に承認された様 式による)を差し入れなけ ればならず、また、上訴の 理由を記載する書面、その 他追加書類、納税領収書、 または最終的な決定が下さ れた後に解除または現金の 還付を受けるための銀行保 証書の写しを控訴委員会に 提出しなければならない。 第13章 税金の徴収 法第 68 条 (法第 68 条 A・B・C) 非居住者に対する支払が行 施行規則第63条 法に規定する納税義務者で われる場合の源泉徴収税の (税金の源泉徴 あるか否かを問わず、サウ 税率は、法第68条Aと施 収)

ジの源泉から非居住者に支 払を行ったすべての居住者 とサウジにある非居住者の 恒久的施設は、一定の税率 に基づき、その支払金額か ら税金相当分を源泉徴収し なければならない。

行規則第 63 条第 1 項にお いて定められている。

本条の規定に基づき税金を 源泉徴収する者は、次に掲 げる事項を順守しなければ ならない。

- a 税務当局に登録し、支 払先に支払を行った月 の翌月の最初の 10 日 間以内に、源泉徴収額 を同局に納付する。
- b 支払金額と源泉徴収税 額を明示した証明書を 支払先に提出する。
- c 課税年度の終了時に、 支払先の住所、氏名、 可能であれば登録番号 (識別番号)、その他 税務当局が要求する情 報を同局に提供する。
- d 施行規則の規定に基づき、源泉徴収税額の正当性を証明するために必要な帳簿類を保管する。

本条に基づく税金の源泉徴収に責任を有する者は、次に掲げる事項に該当する場合、未納税額と法第77条A

	<u>, </u>	
	に基づき科せられる遅延罰	
	金を、それぞれ個人的に支	
	払う義務を負うものとす	
	る。	
	a 税金の源泉徴収義務を	
	履行しなかった場合。	
	b 税金を源泉徴収したも	
	のの、税務当局に対す	
	る納付義務を履行しな	
	かった場合。	
	c 支払先の住所、氏名、	
	可能であれば登録番号	
	(識別番号)、その他	
	税務当局が要求する情	
	報を税務当局に提供し	
	なかった場合。	
	 (施行規則第 63 条)	
	サウジ国内に恒久的施設を	
	有しない非居住者が実現し	
	たサウジ国内源泉所得の種	
	類ごとに、当該所得から徴	
	収される源泉徴収税の税率	
	が規定されている。	
	(法第 69 条)	 法第 70 条において前納義
(納税)	納税義務者は、納税申告に	務が規定されている点に留
	基づき、要納付税額を課税	意が必要である。
	年度の終了から 120 日以内	
	に納付しなければならな	
	Vo	
	(法第 70 条)	
施行規則第64条	課税年度に所得を獲得した	の遅延期間ごとに前納税額
(税金の前納)	納税義務者は、課税年度に	の 1%に相当する罰金が科
,	おける第6月、第9月およ	せられる。
	び第 12 月のそれぞれの最終	
	日またはそれ以前の日に、3	
L	1	İ

回にわたり税金を前納しなければならない。1回当たりの前納税額は次の計算式の結果とする。

 $(a-b) \times 25\%$

- a=納税申告に基づく前年度 の納税義務者の税額
- b=法第 68 条に基づき源泉 徴収によって納付された 前年度の税額

上記の計算式の結果が 50 万 SR に満たない場合、納税義 務者は前納の義務を負わな い。

(施行規則第64条) 法第70条に規定する税金の 前納の義務が発生する要件 と前納の遅延に関する罰金 等が規定されている。

法第71条 施行規則第65条 (税金の分割払)

(法第71条)

分割払が認められる場合で あっても、納税遅延罰金の 支払義務は免除されない。 納税義務者が本条に基づき 税金の分割払を行っていた としても、法第77条Aに規 定する納税遅延罰金の支払 は、分割払期間中において も免除されない。

(施行規則第65条)

法定期限内に納付できない 理由などを記した分割払申 請書の提出等、納税義務者 が税金と罰金の分割払を要 請することができるための 要件が規定されている。

法第72条 施行規則第66条 (納税義務者の過 納額の還付)

(法第72条)

税金を過払した納税義務者は、その過納額の返金に加えて、還付請求日の30日後から、納税義務者が過納額を受領するまでの間の30日ごとにつき、過納額の1%に相当する賠償金を受領することができる。

(施行規則第66条)

納税義務者は法の規定に基づき、過納額の還付をその支払がなされた課税年度から5年以内に請求する権利を有する。還付請求は納税義務者または適法に授権されたその代理人によってなされなければならない。

税務当局は、還付請求書の 受領日から 30 日以内に当該 還付請求書を審査し、過払 納税義務者は、法第 72 条 と施行規則第 66 条に従っ て過納付額の還付を受ける ことができる。

額を確認し、還付手続を完 了しなければならない。

法第73条 (納税義務者の資 産差押え)

(法第 73 条 A)

納税義務者が法定の期限までの期限を納付税額を納付税額を納付税額を納付税額を納付税額を納付税額を納付税額を入て場合の動産と不動では、のの動産と不動では、のの動産とののの動産とのは、のの動産とののの動産という。 は差押手続きを継続できるのとする。

(法第 73 条 B)

銀行と金融機関を含むすべての者は、差押資産を占有している場合、税務当局の要請に従い、当該資産を同局に引き渡さなければならない。

(法第 73 条 C)

銀行または金融機関は、納税義務者の勘定の差押通知書を税務当局から受領した場合、その勘定からの預金引出しまたはその他の支払を許可してはならない。

(法第 73 条 E)

納税義務者がその事業用に 供している機器類、自然人 的な所持品および家具類 は、30万 SR を超えない限度 納税義務者が期限内に要納付税額の納付を行わなかった場合、税務当局は、法第73条、施行規則第71条およびシャリーア法に従って、当該納税義務者の資産の差押えを行うことができる。

	において、差押えから除外	
	されるものとする。	
第 14 章		
罰金		
法第 76 条	(法第 76 条)	納税申告書の提出義務を順
施行規則第67条	法第 60 条 A(納税申告書の	守しない場合は、法第 76
(納税申告書未提	提出、識別番号の登録、要	条と施行規則第 67 条に基
出に対する罰金)	 納付税額の納付)、B(納税	づく罰金の対象となる。
	申告書の提出期限)、D(事	
	業活動終了時の納税申告書	
	提出義務)および F (公認会	
	計士の証明)の規定を順守	
	しない納税義務者は、総収	
	入の 1%に相当する罰金を科	
	せられる。ただし、その金	
	額は2万SRを超えないもの	
	とする。	
	提出期限日までに納税申告	
	書を提出しなかった場合、	
	上記の罰金に代えて次に掲	
	げる金額の罰金が科せられ	
	る。ただし、上記に基づく	
	罰金が本項に規定する額よ	
	り少ない場合に限る。	
	a 遅延期間が法定期限か	
	ら 30 日以下の場合、	
	未納税額の 5%	
	b 遅延期間が法定期限の	
	30 日超 90 日以下の場	
	合、未納税額の 10%	
	c 遅延期間が法定期限の	
	90 日超 365 日以下の	
	場合、未納税額の	
	20%	
	d 遅延期間が法定期限の	

365 日超の場合、未納 税額の 25%

(施行規則第67条) 納税申告書の未提出による 罰金が科せられる場合とそ の罰金額について、具体的 に規定されている。

法第77条 施行規則第 68 条、第69条 (遅延罰金と虚偽

罰金)

(法第 77 条 A)

法第76条と本条Bに規定する罰金に加え、納税義務者は遅延期間30日ごとにつき、未納税額の1%に相当する遅延罰金を支払わなければならない。この遅延には、源泉徴収税額の納付と前納の延滞も含まれ、罰金は税金の納付期限日から実際の納付日までの期間において計算される。

(施行規則第68条) 次の事項に該当する場合、 遅延期間30日ごとに未納税額の1%に相当する額が施行規則第67条に規定する罰金に加えて科せられる。

- a 納税申告書に基づく要 納付税額の支払遅延。
- b 税務当局の査定に基づ く要納付税額の支払遅 延。
- 2 納税義務者の課税年度 の第6月、第9月およ び第12月のそれぞれ の最終日が支払期日で

法第 77 条および施行規則 第 68 条ならびに第 69 条に 規定されている遅延罰金と 虚偽罰金は、法第 76 条に 基づく罰金(納税申告書の 提出義務違反に関する罰 金)に加えて科せられる。

- ある前納税額の支払遅 延。
- d 法第71条に基づき分割払が認められた税金の所定の期日までの支払遅延。
- e 法第 68 条に基づく源 泉徴収に関する規定に よる支払(その支払義 務は、源泉徴収義務者 が負う)を受領者に対 して行った月の翌月の 最初の 10 日間以内に 納付すべき源泉徴収税 の支払遅延。

(法第77条B)

(施行規則第69条)

法第77条Bに規定する虚偽 罰金に関する規定は、情報 を隠匿するか、または不正 確な情報を提示した源泉徴 収税の支払義務を行う納税 義務者に対し適用する。 ※本資料は、日本貿易振興機構(ジェトロ)の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです(法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません。本資料に含まれる情報は仮訳の部分を含みます)。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法律的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。